

令和7年度 森林作業道維持修繕事業補助金のご案内

近年多発する自然災害を踏まえ、壊れにくく持続的に活用できる災害に強い森林作業道づくりを目指し、森林の多面的機能の発揮を図るため、高山市では令和4年度から森林作業道を管理する団体が取り組む維持修繕活動を支援しています。

記

1. 補助対象の森林作業道

森林施業（伐採、造林、保育等）を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設された低規格（幅員3メートル程度）の作業用道路

2. 補助対象者

市内民有林の森林作業道を管理する市内の団体及び林業事業体（個人は対象外）

3. 補助対象経費

森林作業道の通行を確保するための崩土除去、倒木除去、路面補修、路側補修、雨水処理のための排水施設整備に要する経費

- ・機械運転経費（バックホウ等、運転手の人件費・燃料費・損料を含む）
- ・労務費（作業員等の経費、機械の運転手は機械運転経費に含む）
- ・資材費（碎石、山土砂、木製横断溝等の費用）

4. 補助額

事業費（補助対象経費）の4/5（上限100万円）

申請者が算出した実行経費（事業者のお見積額等）と市が定める単価により算出した額を比較して金額が少ない方を補助対象経費とします。

5. 事業対象条件

- ・他の補助事業の対象外であること
- ・事業実施に関して森林所有者等関係者との調整が図られていること
- ・事業実施後3年間はパトロールを年2回以上実施すること
※ 工事後の3年間はパトロール結果を報告いただきます。
- ・1施工地当たりの補助対象経費が5万円以上であること

6. 手続きの流れ

- ①着工前に市へ補助金交付申請書を提出
- ②市から補助金交付決定通知書を発行
- ③現場工事着手～完成
- ④経費の支払い（工事費や資材費等、補助対象となる事業費の支払い）
- ⑤市へ実績報告書と補助金交付請求書を提出（経費の支払い済みを示す資料（領収書等）の写しが必要）

※ 工事内容に変更がある場合は、先に変更手続きが必要です（ただし、経費の単価は変更できません）。

- ⑥市から補助金交付

7. 申込方法・期限

- ・補助金交付申請書を令和7年5月30日（金）※予定までに森林政策課または各支所基盤産業課へ提出（状況に応じて、期限を延長する場合があります）。
- ・申請書の様式データを市ホームページへ掲載（広報ID：1022262で検索）
- ・市ホームページからの申し込みも可能

8. 問合せ先

市役所 森林・環境政策部 森林政策課（電話 0577-35-3541）
各支所 基盤産業課